

公 募 公 告

令和 7 年 1 2 月 5 日

支出負担行為担当官
秋田地方法務局長 成 田 洋

秋田地方法務局では、秋田市檜山大元町、南通宮田、檜山字寺小路、檜山佐竹町、檜山古川新町、檜山南新町上丁、檜山南新町下丁、檜山本町、南通みその町の地区において、不動産登記法第 14 条第 1 項に定める地図（以下「法務局地図」という。）作成事業を実施します。

については、法務局地図作成事業に必要となる現地事務所を、下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度秋田地方法務局法務局地図作成事業現地事務所
賃貸借
- (2) 契 約 期 間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- (3) 賃貸借条件 公募要領による。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 代理人又は仲介人として公募に参加する場合にあっては、国土交通大臣又は秋田県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 土地・建物所有者、代理人及び仲介人について、暴力団に関係があり、法人に関して実質的経営が支配されている又はこれに準ずるとして、警察当局から認められていないこと。

(5) 秋田地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 官公署から指名停止を受けていない者であること。

なお、指名停止を受けているのが、会社（法人）の本店、支店又は営業所等のいずれであっても、その全事業所につき、本公募への参加資格はないものとする。

(7) 公募要領の交付を受けた者であること。

3 公募に関する問合せ先及び公募要領の交付場所

〒010-0951

秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

秋田地方法務局会計課施設係

（担当 阿部 018-862-1128（直通））

4 公募申込み

公募に参加を希望する者は、令和7年12月19日（金）午後5時までに、公募要領において求める書類を添付の上、「公募参加申請書」を上記3の場所まで提出すること（郵便による場合は、提出期限までに必着とする。）。